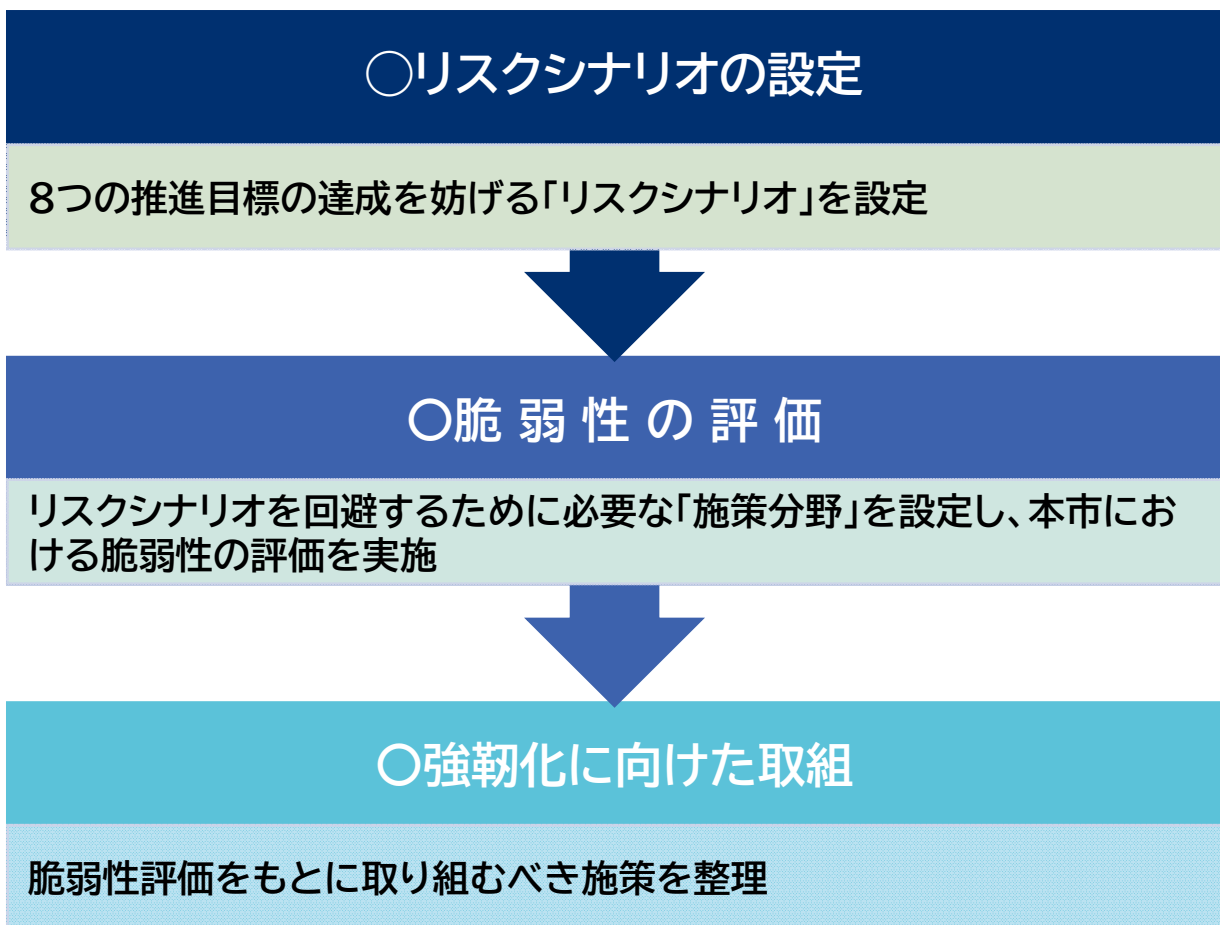


III. 脆弱性の評価

1 脆弱性の評価とは

国土強靱化にもとづく施策を推進し、「基本目標」や「推進目標」を達成するには、本市の災害に対する脆弱性を評価する必要があります。

本市での発生が懸念される自然災害をもとに、「起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）」を設定し、それぞれのリスクシナリオに対する本市の脆弱性を分析し、得られた評価に対して取り組むべき施策を整理します。



2 本計画で想定する主な自然災害

本市の市域で発生が懸念される主な自然災害は、以下のとおりです。

【地震】立川断層帯地震

【風水害】土砂災害、洪水、浸水、雪害

なお、具体的な被害想定や災害対策は、「青梅市地域防災計画」に定めます。

3 リスクシナリオの設定

地域特性および想定する主な自然災害を踏まえ、8つの推進目標に対し35のリスクシナリオを設定します。

【目標1】 人命の保護
1-1 住宅、建物、交通施設等の倒壊による死傷者の発生
1-2 市街地や大型施設等の火災による死傷者の発生
1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
1-4 大規模な土砂災害による死傷者の発生
【目標2】 救助活動等の迅速な展開および被災者等の健康の確保
2-1 食料、飲料水等の物資の供給停止
2-2 孤立地域等の発生
2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の不足
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶
2-5 帰宅困難者の発生
2-6 医療従事者等の被災による医療活動等の不足
2-7 劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化
【目標3】 必要不可欠な行政機能の確保
3-1 警察等の機能低下による治安の悪化
3-2 信号機の停止等による交通事故の発生
3-3 職員、施設等の被災による行政機能の低下
【目標4】 必要不可欠な情報通信機能の確保
4-1 災害対応に必要な通信インフラの機能停止
4-2 情報伝達の不備等による避難行動、支援等の遅れ

【目標５】 経済活動の機能不全の回避
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
5-2 社会経済活動等の維持に必要なエネルギー供給の停止
5-3 産業施設の損壊、火災および爆発
5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止
5-5 食料等の安定供給の停滞
【目標６】 必要最低限のライフライン等の確保および早期復旧
6-1 電気、ガス、石油等の供給機能の停止
6-2 上下水道の長期間にわたる機能停止
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
【目標７】 制御不能な二次災害の防止
7-1 市街地での大規模火災の発生
7-2 建物倒壊等による沿線・沿道の閉塞および交通麻痺 ^{まひ}
7-3 防災施設等の損壊・機能不全
7-4 有害物質の大規模拡散・流出
7-5 農地、森林等の荒廃
7-6 風評被害による経済等への影響
【目標８】 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件の整備
8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ
8-2 技術者等の不足による復旧・復興の遅れ
8-3 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ
8-4 基幹インフラの損壊による復旧・復興の遅れ
8-5 文化財や環境的資産の喪失等による復旧・復興の遅れ

4 施策分野の設定

強靱化に向けた施策分野は「第7次青梅市総合長期計画」に示す以下の8のまちづくりの基本方向をもとに設定します。

強靱化に向けた施策分野	
1	健康・医療・福祉
2	こども・若者・教育・子育て
3	自然・環境・エネルギー
4	都市基盤・防災・安全
5	歴史・文化・生涯学習
6	地域経済
7	コミュニティ・共創
8	行政経営・行政サービス



昭和42年第1回
青梅マラソン大会



平成28年第50回記念
青梅マラソン大会

5 脆弱性の評価

リスクシナリオをもとに脆弱性を評価し、課題を抽出・整理します。

【目標1】 人命の保護

1-1 住宅、建物、交通施設等の倒壊による死傷者の発生

- ① 市民センターや市営住宅等、市が所有する施設およびその他公共施設の災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、各施設の機能保全を図るため、計画的に耐震改修や修繕、建て替えを行う必要がある。
- ② 災害時の学校等の倒壊を防ぐため、施設の耐震化や安全対策等、防災機能の強化等を継続して推進するとともに避難施設としての環境を図る必要がある。
- ③ 老朽化している特別養護老人ホームや認知症グループホーム等の高齢者施設に対して、耐震化等の防災・減災対策を促進する必要がある。
- ④ 災害時の住宅の倒壊を防ぐため、旧耐震基準によって建てられた木造住宅の耐震化を促進する必要がある。
- ⑤ 地震発生時において耐震性不足や管理不全等、老朽化の進んだマンション等の倒壊を防ぐため、マンション等の適正な維持管理を促進するとともに、関連団体と連携した相談機会および管理に関する情報の提供機会を確保する必要がある。
- ⑥ 災害時の緊急車両の通行や広域連絡機能などに支障を及ぼさないよう、特定緊急輸送道路や避難路等の沿道における建築物等の耐震化を進めるとともに、耐震性がない建築物および空き家の所有者に対し、適切な管理等を促す必要がある。
- ⑦ ブロック塀等の転倒防止や家具類の転倒・落下・移動防止の必要性等についてPRに努め、対策実施を促進する必要がある。
- ⑧ 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/
地域経済/行政経営・行政サービス

1-2 市街地や大型施設等の火災による死傷者の発生

- ① 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。
- ② 自助・共助の意識を高め、防災士等、地域の防災リーダーの育成を進め、自主防災組織等の充実強化を推進し、地域全体の協力体制を強化する必要がある。
- ③ 震災時の迅速な消防活動のため、消防水利の確保や維持管理等、消防施設等の整備を進めるとともに、地域住民による初期消火能力の向上を図る必要がある。
- ④ 青梅消防署と連携し、火災予防に関する広報や意識啓発等に取り組む必要がある。
- ⑤ 消防団の充実強化を図るため、消防署および地元自治会等と協力・連携体制を強化するとともに、装備の更新等を進め、消防団員の負担を軽減し消防団員を確保する必要がある。

【関連する施策分野】

子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

- ① 洪水や浸水等による被害を防止するため、国や都と連携し治水対策に取り組んでいく必要がある。
- ② 下水道施設の耐震化および計画的な管理・更新を適切に実施するなど、下水機能維持の整備を図る必要がある。
- ③ 浸水被害や土砂災害等の発生リスクがある地域を特定し、ハザードマップ等により浸水などの危険性について周知するとともに、自助・共助を基本とした防災意識の向上を図る必要がある。
- ④ 市管理河川において、護岸および貯水池の整備や河川の拡幅改修等、適切な維持管理を行い、浸水被害の軽減を図りつつ、河川の保全施設の整備に当たっては、自然との共生および環境との調和に配慮する必要がある。
- ⑤ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成および避難訓練の実施等について支援する必要がある。
- ⑥ 道路の側溝等、排水施設の適切な維持管理を図るとともに、「健康と歴史・文化の路」として位置づけられた市道において、現状の幅員の中で、道路景観に配慮しつつ排水施設等の整備を行う必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

1-4 大規模な土砂災害による死傷者の発生

- ① 土砂災害に対して、都と連携し、危険な箇所を住民に周知していく必要がある。
- ② 市が所有する土地・施設の土砂災害警戒区域における安全対策を図るとともに、必要に応じてハード対策の促進について都へ要請していく必要がある。
- ③ 土砂災害警戒区域内の土地所有者に対し、適切な管理指導等を徹底する必要がある。
- ④ 都と連携し、造成地や盛り土等の位置図、開発行為が行われた年次、設計基準等を、造成地データベース（台帳）にまとめる等、予防、応急対策等の基礎資料としての活用を図る必要がある。
- ⑤ 老朽化している特別養護老人ホームや認知症グループホーム等の高齢者施設に対して、耐震化等の防災・減災対策を促進する必要がある。（1-1再掲）
- ⑥ 浸水被害や土砂災害等の発生リスクがある地域を特定し、ハザードマップ等により浸水などの危険性について周知するとともに、自助・共助を基本とした防災意識の向上を図る必要がある。（1-3再掲）
- ⑦ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成および避難訓練の実施等について支援する必要がある。（1-3再掲）

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス



令和元年東日本台風（台風第19号）による被害①

【目標2】 救助活動等の迅速な展開および被災者等の健康の確保

2-1 食料、飲料水等の物資の供給停止

- ① 災害時に必要な飲食料・日用品、燃料等の物資を提供することができるよう、防災備蓄倉庫の整備や備蓄物資の適切な維持管理を行う必要がある。
- ② 多様な避難者およびそのニーズに対応した備蓄物資の拡充を図る必要がある。
- ③ 一時的な避難者のほか、長期的に避難を要する方や医療・介護サービスを要する方、帰宅困難者等に対応した避難所や運営体制の確保を図る必要がある。
- ④ 避難所における需要に応じた備蓄の確保に向け、都と連携して取り組む必要がある。
- ⑤ 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。
- ⑥ 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保および定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。
- ⑦ 都から貸与された路上の消火栓・排水栓に接続可能な応急給水用資器材を活用し、地域住民等による迅速な応急給水体制の構築を図る必要がある。

【関連する施策分野】

こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

2-2 孤立地域等の発生

- ① 災害時の緊急車両の通行や広域連絡機能などに支障を及ぼさないよう、特定緊急輸送道路や避難路等の沿道における建築物等の耐震化を進めるとともに、耐震性がない建築物および空き家の所有者に対し、適切な管理等を促す必要がある。(1-1再掲)
- ② 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)
- ③ 孤立が想定される地区ごとにヘリコプター活用のための離着陸地点、ホイスト地点を事前選定し、都をはじめとする関係機関との情報共有に努める必要がある。

【関連する施策分野】

都市基盤・防災・安全/行政経営・行政サービス

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の不足

- ① 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)
- ② 消防団の充実強化を図るため、消防署および地元自治会等と協力・連携体制を強化するとともに、装備の更新等を進め、消防団員の負担を軽減し消防団員を確保する必要がある。(1-2再掲)
- ③ 自助・共助の意識を高め、防災士等、地域の防災リーダーの育成を進め、自主防災組織等の充実強化を推進し、地域全体の協力体制を強化していく必要がある。(1-2再掲)
- ④ より適切・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報の改善や適時・的確な提供を検討する必要がある。
- ⑤ 高齢者、障害者などの要配慮者について、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成を進めるとともに、共助における地域支援および協力体制の強化を図る必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶

- ① 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)
- ② 災害時に必要な飲食料・日用品、燃料等の物資を提供することができるよう、防災備蓄倉庫の整備や備蓄物資の適切な維持管理を行う必要がある。(2-1再掲)
- ③ 多様な避難者およびそのニーズに対応した備蓄物資の拡充を図る必要がある。(2-1再掲)
- ④ 一時的な避難者のほか、長期的に避難を要する方や医療・介護サービスを要する方、帰宅困難者等に対応した避難所や運営体制の確保を図る必要がある。(2-1再掲)
- ⑤ 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。
- ⑥ 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるよう、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

2-5 帰宅困難者の発生

- ① 災害時に必要な飲食料・日用品、燃料等の物資を提供することができるよう、防災備蓄倉庫の整備や備蓄物資の適切な維持管理を行う必要がある。(2-1再掲)
- ② 多様な避難者およびそのニーズに対応した備蓄物資の拡充を図る必要がある。(2-1再掲)
- ③ 一時的な避難者のほか、長期的に避難を要する方や医療・介護サービスを要する方、帰宅困難者等に対応した避難所や運営体制の確保を図る必要がある。(2-1再掲)
- ④ より適切・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報の改善や適時・的確な提供を検討する必要がある。(2-3再掲)
- ⑤ 都や関係機関との連携により、市民等がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災気象情報を確実に発信していく必要がある。(2-2再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

2-6 医療従事者等の被災による医療活動等の不足

- ① 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)
- ② 医師会や歯科医師会、薬剤師会等との連携強化を図り、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る必要がある。
- ③ 地域災害医療コーディネーターを通して医療チームを派遣要請する体制を整備する必要がある。
- ④ 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2再掲)
- ⑤ 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)
- ⑥ 医療機関は災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの作成や防災訓練の実施などを行っていく必要がある。
- ⑦ 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。(2-4再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

2-7 劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

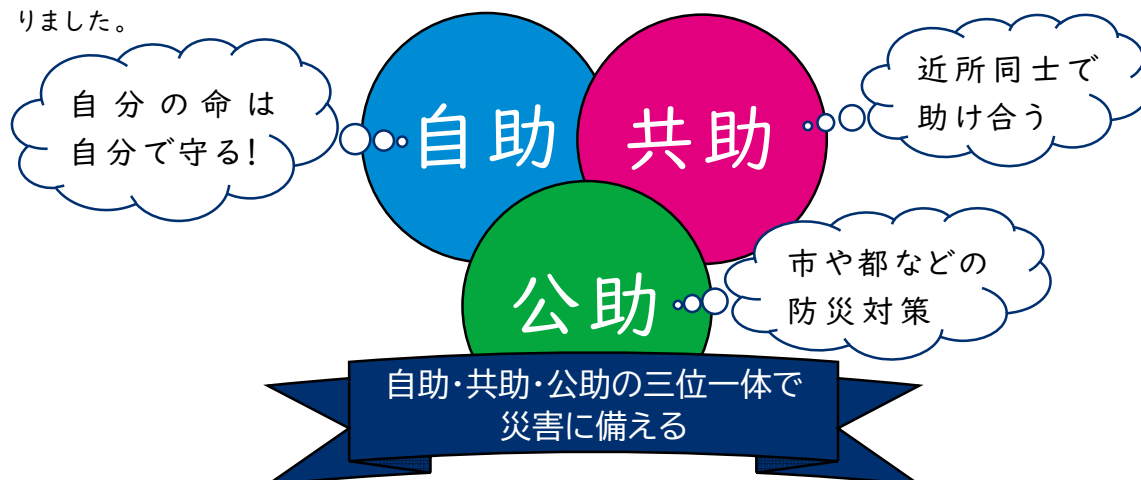
- ① 避難所等における避難生活環境向上のため、空調機やトイレ等、必要な設備を整備する必要がある。
- ② 平時から感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種や、必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく必要がある。
- ③ 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2再掲)
- ④ 避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する必要がある。
- ⑤ 災害時においても、公共下水道区域外の地域における水質の保全と生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。
- ⑥ 避難所内での密状態を避けるため、在宅避難や自主避難場所の確保等、市民に対する適切な避難方法の周知および徹底を図る必要がある。
- ⑦ 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保および定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。(2-1再掲)
- ⑧ 都等と連携して近隣県の火葬場を活用して広域火葬を実施する体制を構築しておく必要がある。
- ⑨ 災害廃棄物等の処理を行うため、災害廃棄物処理計画の内容を踏まえ災害廃棄物処理マニュアルを整備するとともに、多摩地域の市町村・一部事務組合、特別区および都と連携した広域的な災害廃棄物処理体制を構築する必要がある。また、相互応援協定を締結している他の自治体との連携を図る必要がある。
- ⑩ 災害時においても継続的な廃棄物やし尿の処理を行うため、リサイクルセンターおよびし尿処理施設の延命化・省エネ性能向上を図るとともに、各機器・設備の更新・整備を図る必要がある。
- ⑪ 下水道施設の耐震化と合わせて下水道BCPの策定など、ハード・ソフト両面からの対策を推進する必要がある。
- ⑫ 災害時における疫病、感染症対策のためには火葬施設が安定的に運営されることが重要であるため、火葬場・市民斎場の維持管理を図るとともに防災機能の向上を図る必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/こども・若者・教育・子育て/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

ちよこっと コラム

第30回青梅市世論調査で災害発生時の心構えとして最も重要と考えるものとして、「まずは自分自身で自分の身を守る」と回答した方が約76%、続いて「近所や地域の人たちと助け合う」と回答した方が約21%と「自助」「共助」が重要と考えている方が9割もいることがわかりました。



【目標3】 必要不可欠な行政機能の確保

3-1 警察等の機能低下による治安の悪化

- ① 警察署や消防署のほか、自主防犯組織や自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う必要がある。
- ② 災害の状況に応じて、防犯協会に対し、避難所および被災地における防犯活動への協力を要請する必要がある。市の関係各部は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する必要がある。

【関連する施策分野】

都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創

3-2 信号機の停止等による交通事故の発生

- ① 信号機等の全面的な停止による交通渋滞、交通事故等を防ぐため、都や青梅警察署等、関係機関との連携強化および交通安全施設の修繕や更新等を行う必要がある。
- ② 信号機の全面停止時における交通規制等について、都や青梅警察署等、関係機関と連携して検討していく必要がある。
- ③ 交通危険個所の解消、安全で快適な空間の確保など、人にやさしい道づくりにより、安全性、防災性の向上を図るとともに災害に強いまちづくりの実現を目指すため、市道の改修、改良および都市計画道路の整備を進める必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

3-3 職員、施設等の被災による行政機能の低下

- ① BCP発動時において適切な運用が図れるよう、定期的な見直しと職員の計画に対する習熟度を上げる必要がある。
- ② 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)
- ③ 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。(2-4再掲)
- ④ 行政メールや防災行政無線による周知等、多種多様な情報伝達手段の整備および充実を図る必要がある。
- ⑤ ボランティア団体等と連携して、要配慮者および外国人等へも防災情報が提供できるよう、情報発信等の検討や多言語化を進める必要がある。
- ⑥ 災害時における疫病、感染症対策のためには火葬施設が安定的に運営されることが重要であるため、火葬場・市民斎場の維持管理を図るとともに防災機能の向上を図る必要がある。(2-7再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/こども・若者・教育・子育て/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

【目標4】 必要不可欠な情報通信機能の確保

4-1 災害対応に必要な通信インフラの機能停止

- ① 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。(2-4 再掲)
- ② 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるよう、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。(2-4 再掲)
- ③ 行政メールや防災行政無線による周知等、多種多様な情報伝達手段の整備および充実を図る必要がある。(3-3 再掲)
- ④ ボランティア団体等と連携して、要配慮者および外国人等へも防災情報が提供できるよう、情報発信等の検討や多言語化を進める必要がある。(3-3 再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

4-2 情報伝達の不備等による避難行動、支援等の遅れ

- ① 行政メールや防災行政無線による周知等、多種多様な情報伝達手段の整備および充実を図る必要がある。(3-3 再掲)
- ② ボランティア団体等と連携して、要配慮者および外国人等へも防災情報が提供できるよう、情報発信等の検討や多言語化を進める必要がある。(3-3 再掲)
- ③ より適切・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報の改善や適時・的確な提供を検討する必要がある。(2-3 再掲)
- ④ 高齢者、障害者などの要配慮者について、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成を進めるとともに、共助における地域支援および協力体制の強化を図る必要がある。(2-3 再掲)
- ⑤ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成および避難訓練の実施等について支援する必要がある。(1-3 再掲)
- ⑥ 自助・共助の意識を高め、防災士等、地域の防災リーダーの育成を進め、自主防災組織等の充実強化を推進し、地域全体の協力体制を強化していく必要がある。(1-2 再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス



令和元年東日本台風(台風第19号)による被害②

【目標5】 経済活動の機能不全の回避

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ① 事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都および事業者団体等と連携し、市内中小事業者のBCPの策定を促進する必要がある。
- ② 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるよう、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。(2-4再掲)
- ③ 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)

【関連する施策分野】

都市基盤・防災・安全/行政経営・行政サービス

5-2 社会経済活動等の維持に必要なエネルギー供給の停止

- ① 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるよう、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。(2-4再掲)
- ② 事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都および事業者団体等と連携し、市内中小事業者のBCPの策定を促進する必要がある。(5-1再掲)
- ③ 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。(2-4再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/行政経営・行政サービス

5-3 産業施設の損壊、火災および爆発

- ① 震災時の迅速な消防活動のため、消防水利の確保や維持管理等、消防施設等の整備を進めるとともに、地域住民による初期消火能力の向上を図る必要がある。(1-2再掲)
- ② 青梅消防署と連携し、火災予防に関する広報や意識啓発等に取り組む必要がある。(1-2再掲)
- ③ 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるよう、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。(2-4再掲)
- ④ 老朽化している特別養護老人ホームや認知症グループホーム等の高齢者施設に対して、耐震化等の防災・減災対策を促進する必要がある。(1-1再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

- ① 災害時の緊急車両の通行や広域連絡機能などに支障を及ぼさないよう、特定緊急輸送道路や避難路等の沿道における建築物等の耐震化を進めるとともに、耐震性がない建築物および空き家の所有者に対し、適切な管理等を促す必要がある。(1-1再掲)
- ② 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)
- ③ 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)

【関連する施策分野】

都市基盤・防災・安全/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

5-5 食料等の安定供給の停滞

- ① 災害時に必要な飲食料・日用品、燃料等の物資を提供することができるよう、防災備蓄倉庫の整備や備蓄物資の適切な維持管理を行う必要がある。(2-1 再掲)
- ② 多様な避難者およびそのニーズに対応した備蓄物資の拡充を図る必要がある。(2-1 再掲)
- ③ 避難所における需要に応じた備蓄の確保に向け、都と連携して取り組む必要がある。(2-1 再掲)
- ④ 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1 再掲)
- ⑤ 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保および定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。(2-1 再掲)
- ⑥ 災害時においても市内農産物等を確保できるよう、市内に残る農地の保全を図るとともに、平時からその流通を促進する必要がある。

【関連する施策分野】

こども・若者・教育・子育て / 都市基盤・防災・安全 / 地域経済 / コミュニティ・共創 / 行政経営・行政サービス



令和元年東日本台風(台風第19号)による被害③



平成26年大雪による青梅市内の状況

【目標6】 必要最低限のライフライン等の確保および早期復旧

6-1 電気、ガス、石油等の供給機能の停止

- ① 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるよう、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。(2-4 再掲)
- ② 事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都および事業者団体等と連携し、市内中小事業者のBCPの策定を促進する必要がある。(5-1 再掲)
- ③ 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1 再掲)
- ④ 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保および定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。(2-1 再掲)
- ⑤ 都から貸与された路上の消火栓・排水栓に接続可能な応急給水用資器材を活用し、地域住民等による迅速な応急給水体制の構築を図る必要がある。(2-1 再掲)

【関連する施策分野】

こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

6-2 上下水道の長期間にわたる機能停止

- ① 下水道施設の耐震化と合わせて下水道BCPの策定など、ハード・ソフト両面からの対策を推進する必要がある。(2-7 再掲)
- ② 災害時においても継続的な廃棄物やし尿の処理を行うため、リサイクルセンターおよびし尿処理施設の延命化・省エネ性能向上を図るとともに、各機器・設備の更新・整備を図る必要がある。(2-7 再掲)
- ③ 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1 再掲)
- ④ 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保および定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。(2-1 再掲)
- ⑤ 都から貸与された路上の消火栓・排水栓に接続可能な応急給水用資器材を活用し、地域住民等による迅速な応急給水体制の構築を図る必要がある。(2-1 再掲)
- ⑥ 避難所における避難生活環境向上のため、災害時用トイレ等必要な設備の検討と導入の必要がある。(2-7 再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/こども・若者・教育・子育て/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

- ① 災害時の緊急車両の通行や広域連絡機能などに支障を及ぼさないよう、特定緊急輸送道路や避難路等の沿道における建築物等の耐震化を進めるとともに、耐震性がない建築物および空き家の所有者に対し、適切な管理等を促す必要がある。(1-1 再掲)
- ② 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1 再掲)
- ③ 災害時の住宅の倒壊を防ぐため、旧耐震基準によって建てられた木造住宅の耐震化を促進する必要がある。(1-1 再掲)
- ④ 事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都および事業者団体等と連携し、市内中小事業者のBCPの策定を促進する必要がある。(5-1 再掲)

【関連する施策分野】

都市基盤・防災・安全/行政経営・行政サービス

【目標7】 制御不能な二次災害の防止

7-1 市街地での大規模火災の発生

- ① 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2 再掲)
- ② 自助・共助の意識を高め、防災士等、地域の防災リーダーの育成を進め、自主防災組織等の充実強化を推進し、地域全体の協力体制を強化していく必要がある。(1-1 再掲)
- ③ 震災時の迅速な消防活動のため、消防水利の確保や維持管理等、消防施設等の整備を進めるとともに、地域住民による初期消火能力の向上を図る必要がある。(1-2 再掲)
- ④ 青梅消防署と連携し、火災予防に関する広報や意識啓発等に取り組む必要がある。(1-2 再掲)
- ⑤ 消防団の充実強化を図るため、消防署および地元自治会等と協力・連携体制を強化するとともに、装備の更新等を進め、消防団員の負担を軽減し消防団員を確保する必要がある。(1-2 再掲)

【関連する施策分野】

こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

7-2 建物倒壊等による沿線・沿道の閉塞および交通麻痺

- ① 市民センターや市営住宅等、市が所有する施設およびその他公共施設の災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、各施設の機能保全を図るため、計画的に耐震改修や修繕、建て替えを行う必要がある。(1-1 再掲)
- ② 災害時の学校等の倒壊を防ぐため、施設の耐震化や安全対策等、防災機能の強化等を継続して推進するとともに避難施設としての環境を図る必要がある。(1-1 再掲)
- ③ 老朽化している特別養護老人ホームや認知症グループホーム等の高齢者施設に対して、耐震化等の防災・減災対策を促進する必要がある。(1-1 再掲)
- ④ 災害時の住宅の倒壊を防ぐため、旧耐震基準によって建てられた木造住宅の耐震化を促進する必要がある。(1-1 再掲)
- ⑤ 地震発生時において耐震性不足や管理不全等、老朽化の進んだマンション等の倒壊を防ぐため、マンション等の適正な維持管理を促進するとともに、関連団体と連携した相談機会および管理に関する情報の提供機会を確保する必要がある。(1-1 再掲)
- ⑥ 災害時の緊急車両の通行や広域連絡機能などに支障を及ぼさないよう、特定緊急輸送道路や避難路等の沿道における建築物等の耐震化を進めるとともに、耐震性がない建築物および空き家の所有者に対し、適切な管理等を促す必要がある。(1-1 再掲)
- ⑦ ブロック塀等の転倒防止や家具類の転倒・落下・移動防止の必要性等についてPRに努め、対策実施を促進する必要がある。(1-1 再掲)
- ⑧ 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1 再掲)
- ⑨ 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2 再掲)
- ⑩ 交通危険個所の解消、安全で快適な空間の確保など、人にやさしい道づくりにより、安全性、防災性の向上を図るとともに災害に強いまちづくりの実現を目指すため、市道の改修、改良および都市計画道路の整備を進める必要がある。(3-2 再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/行政経営・行政サービス

7-3 防災施設等の損壊・機能不全

- ① 下水道施設の耐震化と合わせて下水道BCPの策定など、ハード・ソフト両面からの対策を推進する必要がある。(2-7再掲)
- ② 下水道施設の耐震化および計画的な管理・更新を適切に実施するなど、下水機能維持の整備を図る必要がある。(1-3再掲)
- ③ 排水機能の向上を図るため、市道の拡幅等整備に合わせて雨水排水施設の更新を図る必要がある。
- ④ 洪水や土砂災害を防止するため、国や都と連携して河川の整備に取り組んでいく必要がある。
- ⑤ 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2再掲)
- ⑥ 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。(2-4再掲)
- ⑦ 災害時における疫病、感染症対策のためには火葬施設が安定的に運営されることが重要であるため、火葬場・市民斎場の維持管理を図るとともに防災機能の向上を図る必要がある。(2-7再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/こども・若者・教育・子育て/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/行政経営・行政サービス

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

- ① 放射線を使用する医療機関において、大規模災害時においても、迅速かつ確実に対応できるよう、マニュアルや研修により管理体制を強化していく必要がある。
- ② 放射線使用施設については、施設の入室管理や機器の安全管理を引き続き適正に行うとともに、長期的には施設や機器の老朽化を踏まえ、ソフト・ハード両面から長期的な安全確保を図っていく必要がある。
- ③ 災害時においてもアスベスト等の有害物質が大気中に放出されないよう、適切な管理指導等を徹底し、環境を保全する必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/行政経営・行政サービス

7-5 農地、森林等の荒廃による被害の拡大

- ① 国や都と連携し、山地災害のおそれがある箇所に対し、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進していく必要がある。
- ② 災害時においても市内農産物等を確保できるよう、市内に残る農地の保全を図るとともに、平時からその流通を促進する必要がある。(5-5再掲)
- ③ 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2再掲)

【関連する施策分野】

自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/地域経済/行政経営・行政サービス

7-6 風評被害による経済等への影響

- ① 行政メールや防災行政無線による周知等、多種多様な情報伝達手段の整備および充実を図る必要がある。(3-3再掲)
- ② ボランティア団体等と連携して、要配慮者および外国人等へも防災情報が提供できるよう、情報発信等の検討や多言語化を進める必要がある。(3-3再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

【目標8】 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件の整備

8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ

- ① 災害廃棄物等の処理を行うため、災害廃棄物処理計画の内容を踏まえ災害廃棄物処理マニュアルを整備するとともに、多摩地域の市町村・一部事務組合、特別区および都と連携した広域的な災害廃棄物処理体制を構築する必要がある。また、相互応援協定を締結している他の自治体との連携を図る必要がある。(2-7再掲)
- ② 災害時においても継続的な廃棄物やし尿の処理を行うため、リサイクルセンターおよびし尿処理施設の延命化・省エネ性能向上を図るとともに、各機器・設備の更新・整備を図る必要がある。(2-7再掲)

【関連する施策分野】

自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

8-2 技術者等の不足による復旧・復興の遅れ

- ① 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)
- ② 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2再掲)
- ③ 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組が重要となる。
- ④ 自助・共助の意識を高め、防災士等、地域の防災リーダーの育成を進め、自主防災組織等の充実強化を推進し、地域全体の協力体制を強化していく必要がある。(1-2再掲)
- ⑤ 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)
- ⑥ 市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等の実施に努める必要がある。

【関連する施策分野】

こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

8-3 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ

- ① 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組が重要となる。(8-2再掲)
- ② 自助・共助の意識を高め、防災士等、地域の防災リーダーの育成を進め、自主防災組織等の充実強化を推進し、地域全体の協力体制を強化していく必要がある。(1-2再掲)
- ③ 自治会加入率の向上を図るとともに、自治会等、地域コミュニティの活動拠点を確保する等、地域コミュニティの活性化を図る必要がある。
- ④ 警察署や消防署のほか、自主防犯組織や自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う必要がある。(3-1再掲)
- ⑤ 災害の状況に応じて、防犯協会に対し、避難所および被災地における防犯活動への協力を要請する必要がある。市の関係各部署は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する必要がある。(3-1再掲)
- ⑥ 被災者の迅速な生活・住宅再建が図れるよう、り災証明書を迅速に発行できる体制を構築する必要がある。
- ⑦ 都と連携して、迅速かつ適切に生活再建支援業務を実施するため、雇い災証明書発行システムを導入する等、被災者情報を一元的に管理するシステムを構築する必要がある。
- ⑧ 地域レベルの事前復興の充実に向けた重点的な取組を強化するなど、震災後の迅速な都市復興に向けた、事前の体制整備や事前対策の取組について、都、他区市町村等と連携して推進していく必要がある。
- ⑨ 都が策定した「市街地の事前復興の手引き」を通じて、地域レベルの復興まちづくり計画の事前検討や復興訓練の実施等、事前対策を推進し、迅速な都市復興への取組を強化する必要がある。
- ⑩ 地震等における復旧・復興の迅速化および土地取引の円滑化等を図るため、地籍調査を推進する必要がある。
- ⑪ 人口集中地区（D I D地区）における地籍調査進捗率向上を図り、防災対策および効率的な社会資本の整備を推進する必要がある。

【関連する施策分野】

こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

8-4 基幹インフラの損壊による復旧・復興の遅れ

- ① 市民センターや市営住宅等、市が所有する施設およびその他公共施設の災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、各施設の機能保全を図るため、計画的に耐震改修や修繕、建て替えを行う必要がある。(1-1再掲)
- ② 災害時の学校等の倒壊を防ぐため、施設の耐震化や安全対策等、防災機能の強化等を継続して推進するとともに避難施設としての環境を図る必要がある。(1-1再掲)
- ③ 下水道施設の耐震化と合わせて下水道BCPの策定など、ハード・ソフト両面からの対策を推進する必要がある。(2-7再掲)
- ④ 下水道施設の耐震化および計画的な管理・更新を適切に実施するなど、下水機能維持の整備を図る必要がある。(1-3再掲)
- ⑤ 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)
- ⑥ 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。(2-4再掲)
- ⑦ 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるように、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。(2-4再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/行政経営・行政サービス

8-5 文化財や環境的資産の喪失等による復旧・復興の遅れ

- ① 文化財の防災対策を推進するため、文化財の所有者や管理者に対して、防災意識の醸成を図る必要がある。
- ② 文化財の所有者や管理者と連携して、防災対策を含めた計画的な文化財補助事業や啓発活動を実施するとともに、災害等から文化財を保護する必要がある。
- ③ 道路の側溝等、排水施設の適切な維持管理を図るとともに、「健康と歴史・文化の路」として位置づけられた市道において、現状の幅員の中で、道路景観に配慮しつつ排水施設等の整備を行う必要がある。(1-3再掲)
- ④ 自治会加入率の向上を図るとともに、自治会等、地域コミュニティの活動拠点を確保する等、地域コミュニティの活性化を図る必要がある。(8-3再掲)

【関連する施策分野】

都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス